

# 各種相談窓口一覧 《感染症患者等の人権》

令和6(2024)年4月現在

\*月～金は、原則、土日・祝休日、年末年始を除く

区分	名称等	内容	開設日・時間	問合せ	電話・URL等
感染症患者等の人権	新型コロナウイルスに関連する差別	ハンセン病や新型コロナウイルス感染症に関連する人権侵害の相談	月～金 8時30分から 17時15分	【国】法務局	0570-003-110 〈全国共通人権相談ダイヤル〉